

研究報告

中央競技団体が取り組む女性のスポーツ振興戦略に関する基礎的研究

大勝 志津穂¹⁾・來田 享子²⁾

Fundamental Study on Women's Sports Promotion Strategy by National Sports Federations

Shizuho OKATSU, Kyoko RAITA

1. はじめに

国連は2008年に「開発と平和のためのスポーツ国際ワーキンググループ (Sport for Development and Peace International Working Group、以下SDPIWG)」から、「開発と平和に向けたスポーツの力の活用：各国政府への勧告」(Harnessing the Power of Sport for Development and Peace : Recommendations to Governments)を発表した。その中で、スポーツは社会の様々な制度や人々の暮らしにあるジェンダー課題を突破するツールとして適切であり、スポーツがジェンダー規範を変える手段として利用可能であると述べた(來田ら、2013)。さらに、2015年に国連総会で採択された「世界を変革する：持続可能な開発のためのアジェンダ2030 (Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development)」では、取り組むべき課題のひとつとして、「人権を保護しジェンダー平等と女性・女兒の能力強化を進めること」をあげ、持続可能な開発を進めるための重要なキーとしてスポーツがあるとした。2017年9月から有効とされたオリンピック憲章では、IOCの使命と役割の中で「男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を奨励し支援する」ことが明記されている。このように、国際

的組織においてスポーツにおけるジェンダー平等や女性の地位向上のための取り組みが行われていることがわかる。また、各国の取り組みでは、Sport Englandでは女性や女子をターゲットとした取り組みがみられるようになり、日本でもスポーツ庁を中心に2017年から「スポーツを通じた女性の活躍推進会議」が始まった。2018年からは、女性のスポーツ実施率向上のためのキャンペーンやプログラムの開発が進められているが、まだ緒についたばかりである。

そこで、本報告では、日本のスポーツ振興の直接の担い手である競技団体を統括する中央競技団体が実施する女性のスポーツ振興のための取り組みを明らかにする。女性のスポーツ振興戦略を明らかにすることは、女性だけではなくスポーツ場面におけるマイノリティの集団へのスポーツ振興戦略にもつながると考える。

2. 調査方法

中央競技団体59団体に対して、調査依頼を郵送及びメールにて行った。アンケート調査はWebを利用して行った。

3. 調査内容

女性のスポーツ振興に関連する内容「A. セ

¹⁾愛知東邦大学

²⁾中京大学

クハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「C. 女子競技者増加の取り組み」「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」の5項目について、取り組みの現状と取り組みの必要性についてたずねた。

4. 分析対象

日本スポーツ協会加盟団体の中央競技団体59団体を調査対象とした。調査回答を得られた団体は41団体（69.5%）であった。

5. 結果

(1) 取り組みの現状

「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「C. 女子競技者増加の取り組み」「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」の5項目について、「取り組み中」「取り組みを検討」「検討していない」の3択からどれか1つに回答してもらった。その結果を表1に示す。

取り組み中の割合が最も高かったのは、「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」であり8割となった。一方、「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」については、取り組み中の割合が低く、さらに、検討していない団体が多いことが明らかとなった。

「C. 女子競技者増加の取り組み」「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」については、半数以上が取り組んでいるものの、「C. 女子競技者増加の取り組み」については約4割、「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」については約3割が検討していないことが明らかとなった。

「C. 女子競技者増加の取り組み」「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」の具体的な取り組み内容を、自由回答からみる（表2）。「C. 女子競技者増加の取り組み」で最も多かった回答は、「女子大会や女子種目の設置・追加」を実施しているという回答であった。それ以外には、「女子指導者の育成」「女子委員会の設置」「女子選手強化事業の強化」「男女同じルールで実施できるよう整備」「女性選手の活躍をメディアに公開」などがみられた。「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」で最も多かった内容は、「役員選出時、女性役員・理事を積極的に登用」というものであった。「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」では、「チャイルドルームの設置」「授乳室の設置」を実施したり、「大会ごとに設置の有無を検討し対応している」という団体がみられた。

(2) 取り組みの必要性

「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「C. 女子競技者増加の取り組み」「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」の5項目について、今後取り組みが必要か否かについて、「必要」「必要でない」「わからない」

表1. 各項目の取り組み状況 (n=41)

	取り組み中	取り組みを検討	検討していない
	n (%)	n (%)	n (%)
A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置	33 (80.5)	6 (14.6)	2 (4.9)
B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置	6 (14.6)	5 (12.2)	30 (73.2)
C. 女子競技者増加の取り組み	22 (53.7)	4 (9.8)	15 (36.6)
D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組みをしているか	21 (51.2)	8 (19.5)	12 (29.3)
E. 練習施設、大会会場における託児所の整備	4 (9.8)	4 (9.8)	33 (80.5)

網掛けは各項目の最大割合

表2. C・D・Eの具体的取り組み内容（自由回答）

C. 女子競技者増加の取り組み	D. 役員男女比の偏りをなくす取り組み	E. 練習施設、大会会場における託児所の整備
女子大会や女子種目の設置・追加	役員選出時に、女性役員・理事を積極的に登用	チャイルドルームの設置
女子指導者の育成		授乳室の設置
女子委員会の設置		大会ごとに設置の有無を検討
女子選手強化事業の強化		
男女同じルールで実施できるよう整備		
女性選手の活躍をメディアに公開		

「既に実施」の4択からどれか1つに回答してもらった。その結果を表3に示す。

5項目において「必要でない」と回答した割合が最も高かったのは、「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」であり1割を超えた。一方、「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」については、「わからない」の回答が半数を超えており、取り組みの必要性そのものがわからない団体が多いことが明らかとなった。

次に、それぞれの項目において、自由回答の結果から、競技団体がどのようにこれらの内容について考えているのかを探る（表4）。

「A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」については、「必要」「既に設置」で7割強となり、セクハラ・パワハラ、暴力に対する関心度が高いことがわかる。なぜ、設置する必要があるのか、その理由をみると、「早期発見、早期対応を可能にするため」「抑止効果」「再発防止」など事象に対する処置と、「選手への環境づくり」「被害者への対応」など選手に対する

る処置が理由として多くあげられていた。「B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」については、「世論として必要性を感じる」「多様性を認める共生社会には必要」という意見がある一方、「現時点では必要ない」と考えている団体もみられた。また、「ジェンダーに関する事例がないためわからない」や「セクハラ・パワハラと同じ窓口で対応できるのではないか」という意見もみられた。「C. 女子競技者増加の取り組み」については、「男女の競技者で大きな偏りがあるため女性競技者増加の取り組みは必要」という意見や「男女関係なく競技の発展には競技者の増加は必要」と言った意見がみられた。この項目において「必要ない」「わからない」と回答した意見としては、「既に女性競技者の方が多い」「男女区別なく活躍できる種目なので分けて考える必要がない」「男女を分けた競技者増加の取り組みが必要なのかかわからない」などがみられた。「D. 役員男女比の偏りをなくす取り組み」では、「公平・公正な社会の確立のため必要」「多様な意見、新たな視点を反映させることで競技の発展になるので必要」などの

表3. 各項目の取り組みの必要性（n=41）

	必要	必要でない	わからない	既に実施
	n (%)	n (%)	n (%)	n (%)
A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置	18 (43.9)	0 (0.0)	2 (4.9)	21 (51.2)
B. ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置	9 (22.0)	5 (12.2)	21 (51.2)	6 (14.6)
C. 女子競技者増加の取り組み	23 (56.1)	3 (7.3)	5 (12.2)	10 (24.4)
D. 役員男女比の偏りをなくすこと	24 (58.5)	1 (2.4)	5 (12.2)	11 (26.8)
E. 練習施設、大会会場における託児所の整備	16 (39.0)	1 (2.4)	22 (53.7)	2 (4.9)

網掛けは各項目の最大割合

意見がみられた。「わからない」理由としては、「男女の比率ありきで役員を登用すべきではない」「男女という理由ではなく、個人の特徴で選任されるべき」などがみられた。「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」の「必要」の意見としては、「乳幼児や児童のいる選手の負担を減らし参加を促すため」「若い母親世代への普及のため」などがあげられた。「わからない」の意見としては、「具体的事例がないので取り組み方がわからない」「必要だと感じるが常設は難しい」「近隣の既設託児所などを活用するなど代替方法があるのでは」などの意見がみられた。

6. 考察

女性のスポーツ振興戦略に関する取り組みと、今後の取り組みの必要性について、アンケート調査の結果から、中央競技団体の現状と今後の可能性について考えてみたい。「D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み」については、アンケートでは半数以上の団体が実施していると回答し、6割近くの団体が取り組みの必要性を感じている結果となった。しかしながら、中央競技団体现況調査の結果を見ると、2010年から2016年にかけて理事の偏りについては改善の変化が見られるものの、依然として女性の割合

が低いことがわかる(表5)。また、非正規で働く形態に女性の割合が多いことも明らかとなっている。第4次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍の政策目標として、係長相当職に占める女性の割合を25%~30%としている。つまり、中央競技団体においては、取り組みを行なっているものの現実の数値としてはまだ成果がみられていないと言える。自由回答において、選出方法による制限があるため実現しづらいとの理由があげられており、また、赤澤ら(2016)によっても同様のことが述べられていることから、競技団体による抜本的な改革が求められると言えるだろう。

「C. 競技者増加の取り組み」については、競技そのものを発展させていくためには、男女関

表5. 中央競技団体の雇用形態別女性割合

	2010	2012	2014	2016
理事(常勤)	11.6	9.9	8.1	15.9
理事(非常勤)	7.8	7.3	10.9	11.1
監事		6.5	7.1	7.2
評議員		6.5	8.9	7.8
正規雇用者	38.3	39.8	40.1	37.3
契約/嘱託職員	40.7	34.8	62.8	49.6
派遣職員	90.2	93.3	93.5	86.4
アルバイト	76.8	57.8	58.7	61.4
合計	18.9	14.3	18.1	17.6

中央競技団体现況調査より筆者作成

表4. 各項目の必要性和不必要・わからない理由(自由回答)

	A. セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置	B. ジェンダー平等に関する相談窓口の設置	C. 女子競技者増加の取り組み	D. 役員の男女比の偏りをなくす取り組み	E. 練習施設、大会会場における託児所の整備
必要な理由	早期発見 早期対応 抑止効果 再発防止 選手環境づくり 被害者への対応	世論として必要性を感じる 多様性を認める共生社会には必要	男女の競技者で大きな偏りがあるため 男女関係なく競技の発展には必要	公平・公正な社会の確立のため 多様な意見、新たな視点を反映させることで競技の発展になる	乳幼児や児童のいる選手の負担を減らし参加を促進 若い母親世代への普及
必要ない・わからない理由		ジェンダーに関する事例がないためわからない セクハラ・パワハラと同じ窓口で対応できるのでは	男女区別なく活躍できる種目なので分けて考える必要がない 男女を分けた競技者増加の取り組みの必要性がわからない 既に女性の競技者の方が多い	男女の比率ありきで役員を登用すべきでない 男女という理由ではなく、個人の特徴で選任されるべき	具体的事例がないので取り組み方がわからない 近隣の既設託児所などを活用するなどの代替方法があるのでは 必要だと感じるが常設は難しい

係なく競技者を増加することが必要と考えている団体がみられた。少子化の日本において、青少年競技者の増加は難しく、中高年など成人期にいる人々をどう競技者として継続させるかが問われると考えられる。また、女性競技者が男性競技者と比較して少ない団体は、より女性競技者の増加に取り組む意識が高い結果がみられた。しかしながら、今回のアンケート調査では具体的な取り組み内容まで明らかにすることはできなかったため、女性競技者が増加している団体への聞き取り調査や事例調査を実施する必要があるだろう。成果のみられる団体の取り組み内容を明らかにし、各競技団体と共有していくことで、全体の競技者増加につながると考える。一方、女性競技者増加のひとつの取り組みと考えられる「E. 練習施設、大会会場における託児所の整備」については、自由回答において母親世代への普及のために必要という意見もみられ、子育て世代への普及を競技者増加の取り組みと考えている団体があることが明らかとなった。このことは、女性競技者増加にプラスに働くだけでなく、子育て世代の父親にもプラスに働くと考えられる。

2018年に報告されたスポーツを通じた女性の活躍推進のための現状把握調査報告書では、女性のスポーツ実施のための取り組み事例が報告されている。結婚や子どもの有無に関わらず、20代～40代の多忙な働く女性全般の問題として、働き方の見直しや健康経営など企業の協力の必要性、スポーツを実施することに対する価値観の変革、スポーツを楽しみながら継続できるようなサービスの提供などの取り組みがあげられている。これらの内容を踏まえると、競技団体としては、まず、多くの人が思い描く学校部活動の競技イメージを払拭できるような新たな種目の開発や、民間企業と連携して多様なサービスを提供できる方策を検討することも求められるのではないだろうか。

7. まとめ

中央競技団体に対して女性のスポーツ振興に

関する取り組み状況についてアンケート調査を行った結果、以下のことが明らかとなった。

今現在、取り組んでいる内容としては、「セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」については、8割以上の団体が実施していることが明らかとなった。「女子競技者増加の取り組み」や「役員の男女比の偏りをなくす取り組み」については、半数以上が実施していることが明らかとなった。一方、「ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「練習施設、大会会場における託児所の整備」については、7割から8割の団体が取り組みの検討もしていないことが明らかとなった。

今後、取り組みが必要か否かについては、「女子競技者増加の取り組み」「役員の男女比の偏りをなくす取り組み」については「必要」と回答した団体が6割近くとなった。また、「セクハラ・パワハラ、暴力に関する相談窓口の設置」については、「必要」と「既に設置している」と回答した団体が9割以上となり、この取り組みの必要性の認識が高いことが明らかとなった。一方、「ジェンダー平等に関連する相談窓口の設置」「練習施設や大会会場における託児所の整備」については「わからない」と回答した団体が半数以上となり、これらの女性のスポーツ振興に関連する内容については理解が進んでいないことが明らかとなった。

女性のスポーツ参加の促進には、国の調査報告にあるように企業の協力、スポーツに対する意識改革など社会全体への働きかけが必要となる。日本のスポーツ振興の直接の担い手である競技団体には、生涯スポーツ社会を見据えた新しい取り組みを期待したい。

本研究は、中京大学体育研究所共同研究費を得て実施したものである。なお、論文を構成した内容の一部には、(公財)スポーツ協会スポーツ医・科学専門委員会「スポーツ指導に必要なLGBTの人々への配慮に関する調査研究」からの研究費によって実施した研究成果が含まれている。

参考文献

- 赤澤祐美・小田佳子・和光理奈・木村華織 (2016) リーダーシップとジェンダー。データでみる スポーツとジェンダー。pp.67-83。
- スポーツ統括・関連団体における意思決定機関株式会社日本総合研究所 (2018) 平成29年度スポーツ政策調査研究事業 (スポーツを通じた女性の活躍促進のための現状把握調査) 調査報告書。
- 公益財団法人笹川スポーツ財団 (2017) 中央競技団体现況調査報告書。
- 公益財団法人笹川スポーツ財団 (2015) 中央競技団体现況調査報告書。
- 公益財団法人笹川スポーツ財団 (2013) 中央競技団体现況調査報告書。
- 公益財団法人日本オリンピック委員会 (2018) オリンピック憲章 Olympic Charter2017年版・英和対訳。https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2017.pdf (2019年1月13日参照)
- 内閣府男女共同参画局 (2015) 第4次男女共同参画基本計画。
- 来田享子・吉川康夫・小石原美保 (2013) SDPIW 報告書 (2008) 開発と平和に向けたスポーツの力の活用:各国政府への勧告第4章 スポーツとジェンダー:少女/女性のエンパワメント。スポーツとジェンダー研究、11: pp.114-151。
- Sport for Development and Peace International Working Group (2008) Harnessing the Power of Sport for Development and Peace: Recommendations to Governments。
https://www.sportanddev.org/sites/default/files/downloads/rtp_sdp_iwg_harnessing_the_power_of_sport_for_development_and_peace.pdf (2018年12月9日参照)
- SPORT ENGLAND: THIS GIRLS CAN プロジェクト
https://www.sportengland.org/our-work/women/this-girl-can/ (2018年12月9日参照)
- United Nations (2015) Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development。
https://sustainabledevelopment.un.org/post2015/transformingourworld/publication (2018年12月9日参照)
- 財団法人笹川スポーツ財団 (2011) 中央競技団体现況調査報告書。